

第4章

健康でやすらぎのある福祉のまちづくり



第1節 社会福祉の充実

人権福祉課 / 保健福祉課 / 健康増進課 / 保護課 / 総務課 / 社会教育課 / 学校教育課

現状と課題

社会経済構造の変化や価値観の多様化を背景に、核家族化、共働き家庭の増加などが進み、家族意識の変化や地域社会の連帯意識の希薄化をもたらし、地域で支え合う力の弱体化が危惧されています。

そのような中、市民の福祉ニーズの増大、多様化などに対応するためには、市民やボランティアなどと連携していく必要があります。市民一人ひとりが共通の関心を持って取り組むために、地域社会の中で、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である宮若市社会福祉協議会、身近なところで活動する民生委員児童委員の活動への期待が大きくなっています。

現在、宮若市社会福祉協議会が指定管理者として運営を行っている宮若市社会福祉センターや、老人福祉を推進する宮若市老人福祉センターが福祉施設として設置されています。しかし、子育てに関するニーズに対応する施設や、障害のある人の自立した生活を支援するような施設は充実しておらず、また、既存の施設では高齢者に対しても、十分な介護予防事業や生きがいづくり事業が展開できないことから、健康づくりや健康診査などの保健事業を含め、総合的、効果的に市民の福祉増進を図ることが可能な施設が必要となっています。

また、障害のある人や高齢者が快適に施設を利用し、サービスを受けることができるよう、市役所庁舎をはじめ、中央公民館や文化センターなど、施設の用途に応じて優先順位を定め、自動ドアや多目的トイレの設

置を行い、バリアフリー化を推進しています。また、学校施設についても、スロープや福祉型トイレの設置を進めています。今後も、学校施設の再編など将来的な施設整備の方針を勘案しながら、計画的にユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化の推進を行うことが必要です。

宮若市における生活保護率は、平成19年6月現在で39.6%であり、全国保護率11.9%（平成18年11月現在）、福岡県20.3%（政令市を除く、平成19年6月現在）と比較しても高い数値を示しており、県下の市部では4番目の高位にあります。

生活保護制度は、生活困窮者に対し公的扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度であるため、要保護者・被保護者に対し、細やかな援助、指導を行っています。しかしながら、宮若市の現状としては、誘致企業が進出したものの地元雇用に結びついておらず、通勤面でも公共交通機関などの便数の問題から、就職も困難な状況です。また、市の医療扶助費の占める割合は、全扶助費の65%を占め、県平均の60%を超える数値を示しています。こうした現状を踏まえた上で、生活保護世帯に対する自立助長・自立支援策の充実を図っていく必要があります。

指定管理者
平成15年9月の地方自治法の改正により、従来の管理委託制度に代わる、指定管理者制度において、公園や運動施設、会館等の公の施設の管理運営を委託された民間事業者、その他の団体等。

バリアフリー
高齢者や障害者が自立して生活するうえで行動の妨げとなる障壁を取り除くこと。なお、物理的障壁だけでなく、偏見など人と人を隔てる障壁まで含めることもある。

ユニバーサルデザイン
年齢や障害の有無に関わらず、始めからできるだけ多くの人が利用可能であるようデザインすること。

基本方針

社会福祉協議会や民生委員児童委員の活動を支援し、すべての人が安心して生活し、お互いを支え合うことができる地域社会の形成を目指します。公共施設のバリアフリー化等を推進するとともに、直面する少子高齢化社会に対応するため、総合的に保健福祉サービスの提供を行うことができる施設の整備を推進します。

また、生活保護制度については、相談業務や自立支援の充実を図り適正な運営に努めます。

施策を実現するための主要事業

宮若市社会福祉協議会の活動支援

・宮若市社会福祉協議会が行うボランティアセンターの活動、機能充実を支援します。

民生委員児童委員の活動推進

・民生委員児童委員が地域住民の身近な相談相手として活動するために、研修会や福祉事務所などの関係機関との情報交換を行い、資質の向上と活動支援を推進します。

総合保健福祉施設の整備推進

・高齢者福祉、障害者福祉、児童・母子福祉、保健事業などを総合的に推進する保健福祉サービスの拠点施設の整備を推進します。

公共施設のバリアフリー化等の推進

・施設再編などの方針に基づく公共施設の新設や改修は、ユニバーサルデザインやバリアフリーを念頭に事業を実施します。

自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正運営

・生活保護制度の理解を得るため、面接相談員を配置し、要保護者・被保護者への生活相談や保護申請相談の充実を図ります。

・稼働能力を有しているが、就労できないでいる被保護者に対しては、ハローワークとの連携や事務所に配置した就労支援員による就労支援に努めます。

・長期入院患者で病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能な被保護者に対しては、社会福祉士を配置し、施設等への入所や在宅生活への移行を支援し、社会的自立を促進します。



宮若市社会福祉センターは、「所田の湯」としても親しまれています。

施策の目標値

計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	総合保健福祉施設の整備	平成27年度	平成29年度	健康増進課

%（パーセント）
千分率のこと。1,000に対する割合。

計画事業
着手年度は実施設計に着手した年度とする。

総合保健福祉施設の整備
「総合保健福祉施設の整備」については、第2章第2節、第4章第3節・第5節に掲げるものと共通の事業。

第2節 児童・母子福祉の充実

人権福祉課 / 保健福祉課 / 学校教育課

現状と課題

核家族化や単身世帯の増加などによる家族形態の変化や少子化の進行、保護者の就労形態の多様化などにより、児童の育成環境が大きく変化し、保育事業のニーズは多様化、高度化しています。

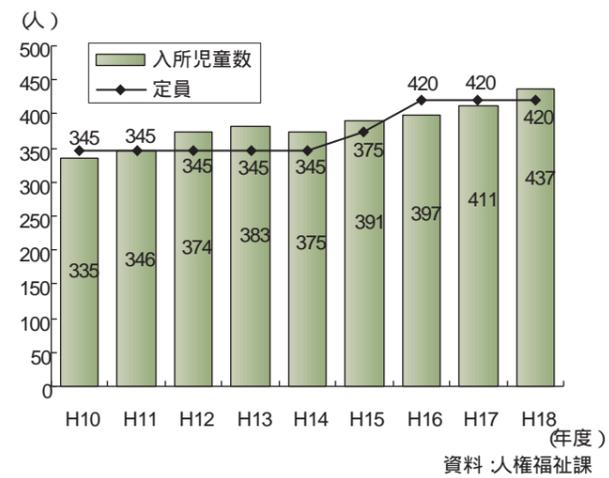
宮若市では、平成18年度に「次世代育成支援行動計画」を策定し、この計画に基づき、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、仕事と家庭の両立支援など、児童福祉の充実に努めています。また、平成19年4月から、宮若市独自の取り組みとして、就学前の乳幼児医療費の無料化を行い、子育て支援と定住促進を図っています。

現在、市内には公立保育所が3カ所と私立保育所が1カ所ありますが、入所希望児童数は年々増加し、入所児童数は年度当初において定員を超える状況となっています。年度中途の入所希望も多く、一部には待機児童もみられ、希望の保育所に入所できないなどの問題もみられます。一方、就学前教育を行う幼稚園は市内に7カ所ありますが、入園児数が減少している状況にあります。公立保育所、幼稚園とも施設の老朽化が共通の問題です。このような状況から、老朽化した施設の統廃合に合わせた「認定こども園」の整備について検証、実施するなど、保護者のニーズに対応した施策の展開が必要です。

少子化が進行する中で、地域における子育て支援に関する事業のニーズは高まっています。このため、家庭や地域が一体となって、子育てを支える児童育成環境の形成ができるよう次世代育成支援行動計画の推進を図ることが必要です。

また、増加する母子家庭の就業支援など、自立のための支援が求められています。

保育所児童数の推移



保育事業一覧（実施状況は平成19年8月末現在）

制度名	内容
延長保育	通常の保育時間を延長して保育を行う事業。市内4カ所全ての保育所で時間の延長保育を行っている。
一時保育	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れの解消などを目的に、一時的に保育所で児童を保育する事業。福丸保育園、第4保育所の2カ所で実施されている。
休日保育	日曜日・祝祭日に、保護者が就労などのため日中保育できない児童を保育所で保育する事業。現在、市内の保育所では実施していない。
乳幼児健康支援一時預かり事業	病気回復期にある乳幼児を保育所・病院などにおいて保育する事業。現在、市内の保育所では実施していない。

次世代育成支援行動計画
少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みの促進を目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」において地方公共団体に策定が義務付けられた計画（計画期間は前期5年、後期5年）。

認定こども園
幼稚園と保育所の機能を一元化した総合施設で都道府県が認定する。保護者の就労状況にかかわらず、ゼロ歳児から就業前までの子どもを対象に、教育や保育、子育て支援を総合的に行う。

計画事業
着手年度は実施設計に着手した年度とする。

基本方針

保護者のニーズに対応した保育事業の充実と児童福祉施設の整備を図るとともに、家庭と地域社会が一体となった児童の育成環境の整備に努め、安心して子育てできる環境の形成を目指します。また、母子福祉の向上に努めます。

施策を実現するための主要事業

次世代育成支援行動計画の推進、後期計画の策定

- 平成18年度に策定した前期次世代育成支援行動計画（平成19年度から平成22年度）に基づき児童福祉を推進します。平成22年度にニーズ調査を行い、これを基に平成22年度には後期計画（平成22年度から平成26年度）を策定します。

認定こども園の整備

- 教育委員会などの関係機関と連携を取りながら、認定こども園の整備について盛り込んだ宮若市学校等整備計画に基づき、認定こども園の整備を推進します。
- 近接する第3保育所と宮田東幼稚園を利用し、試行的に認定こども園として運営します。

保育事業の充実

- 保護者ニーズを的確に把握しながら、延長保育や一時保育などの保育事業を充実します。
- 休日保育や病気回復期にある児童の保育を支援する乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）などを推進します。

子育て支援環境の充実

- 認定こども園などの整備に合わせ、子育て支援機能の整備や子育て支援センターの設置を行い、保護者の身近な相談窓口や交流の場の充実を図ります。
- 子育て支援団体や子育て支援事業など、子育てに関連する情報がわかる子育て支援マップを作成し、地域と一体となった子育て環境の整備に努めます。
- 平成19年度に設置した宮若市要保護児童対策地域協議会を主体に、警察や児童相談所、民生委員児童委員などの外部機関と連携を図り、また、家庭児童相談室、教育委員会の教育相談員、保健センターの保健師等とも連携を図るなど、要保護児童対策の充実を推進します。

母子家庭等への支援の充実

- 宮若市母子寡婦福祉会の活動支援を行います。
- 母子家庭などの子育てと生活支援、就業支援を行うなど、自立の促進を図ります。

施策の目標値

主要指標	内容	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)	担当課
	休日保育事業を実施する保育所数	0カ所	1カ所	
	休日保育事業を利用する児童数	0人/日	10人/日	
	乳幼児健康支援一時預かり事業を実施する回数(派遣型)	0回/年	12回/年	人権福祉課
	乳幼児健康支援一時預かり事業を実施する施設数(施設型)	0カ所	2カ所	
	乳幼児健康支援一時預かり事業を利用する児童数	0人/日	3人/日	
計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	後期次世代育成支援行動計画の策定(計画期間：平成22年度～平成26年度)	平成20年度	平成22年度	人権福祉課
	認定こども園整備事業	平成20年度	平成24年度	人権福祉課 / 学校教育課
	子育て支援機能の整備及び子育て支援センターの設置	平成20年度	平成24年度	人権福祉課
	子育て支援マップの作成	平成23年度	平成24年度	

認定こども園整備事業
認定こども園整備事業は、第5章第9節に掲げるものと共通の事業である。また、長期的な計画の中での整備となるため、前期5年計画後も継続して実施する。

子育て支援機能の整備及び子育て支援センターの設置
「子育て支援機能の整備及び子育て支援センターの設置」は、認定こども園等の整備と並行した事業となるため、前期5年計画後も実施する。

現状と課題

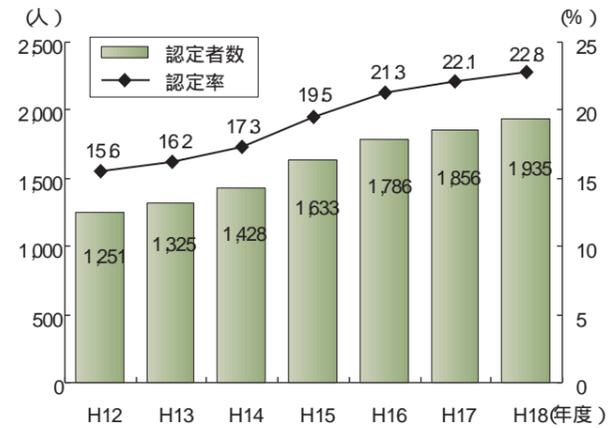
宮若市の高齢化率を国勢調査で見ると、昭和50年は12.8%、平成17年は27.9%となっており、30年の間に約2.4倍になっています。また、全国、福岡県の高齢化率は平成17年の国勢調査において20.1%、19.8%となっており、宮若市の高齢化が顕著に表れています。今後も、昭和22年から昭和24年生まれの第一次ベビーブーム世代が65歳に達するなど高齢化率の上昇が予測されており、認知症や一人暮らしの高齢者も増加することが見込まれます。平成17年度に策定した「老人保健福祉計画」に基づき、老人保健、老人福祉行政全般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進し、高齢化社会へ対応していく必要があります。

介護保険については、県下39市町村で組織する福岡県介護保険広域連合に加入し、介護保険事業計画に基づき、サービス供給基盤の整備と適正な介護保険給付サービスの利用促進に努めています。要介護認定者数は、制度発足後年々増加し、介護給付費も増加しています。平成17年10月からの居住費と食費の利用者負担の創設により、ここ2年間減少していますが、今後は、再び増加することが見込まれます。平成18年4月に介護保険制度が、介護予防と地域でのサービスや支援活動を重視する制度に改正されました。一日でも長く健康で日常生活が送れるよう介護予防に努め、介護が必要になっても、適正なサービスの提供など総合的な支援体制を確立し、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れる社会の実現が必要となっています。

また、市内には76クラブ4,843人(平成19年3月現在)の会員で宮若市老人クラブ連合会が組織され、健康づくりや生きがいづくり、ボランティア活動などが行われています。高齢者が長年培ってきた知識や経験を積極的に活用し、社会参加活動などのため継続して支援を行うことが必要です。

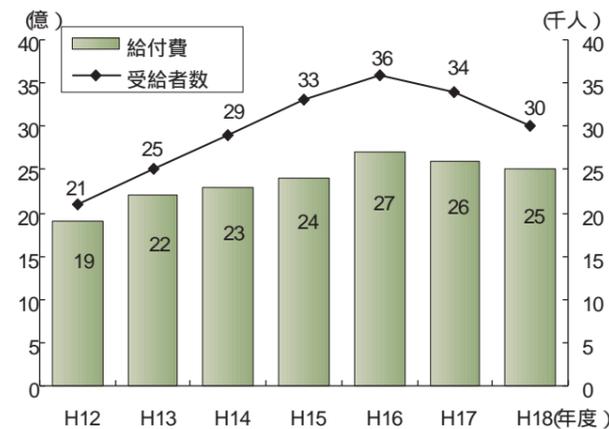
現在、高齢者に対して介護予防やその他の福祉サービスを提供する拠点となる施設が整備されていないため、高齢者福祉サービスの拠点となる施設の整備が必要です。

要介護認定者数と認定率の推移



資料 健康増進課

介護保険サービス受給者数と給付費の推移



資料 健康増進課

高齢化率
総人口に占める65歳以上人口の割合。

国勢調査
日本国内の人口、世帯、就業者からみた産業構造などの状況を地域別に明らかにする統計を得るために年ごとに行われる、国の最も基本的な統計調査。国や地方公共団体における様々な施策の立案・推進に利用される。

計画事業
着手年度は実施設計に着手した年度とする。

基本方針

高齢者が健やかで心豊かに生きがいを持って地域で生活するために、健康づくりや生きがいづくりの促進に努めるとともに、地域全体で支える地域ケア体制の確立と総合的な高齢者福祉施策を推進します。

施策を実現するための主要事業

老人保健福祉計画の推進と見直し

老人保健福祉計画に基づき老人保健、老人福祉を計画的に推進し、平成20年度に計画の見直しを行い、平成20年度から平成23年度までの計画を定めます。

介護予防と適正な介護保険給付サービス提供の推進

介護予防に関する知識の普及や啓発を行い、地域における自発的な介護予防活動の育成と支援に努めます。
福岡県介護保険広域連合と連携を図り、適正な介護保険給付サービスの利用促進に努めます。

地域ケア体制の確立

福岡県介護保険広域連合鞍手支部地域包括支援センターなどと連携を図り、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供される包括的かつ継続的なサービス体制を構築します。

生きがいづくり、社会参加活動等の促進

老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいづくりを推進します。
高齢者の就労機会の確保と社会参加活動を推進するため、シルバー人材センターへの助成等を行います。

高齢者福祉サービスの拠点となる

総合保健福祉施設の整備推進

介護予防や生きがいづくりなどの高齢者福祉の増進を図る事業を、保健事業やその他の福祉事業と総合的、一体的に推進する保健福祉施設の整備を推進します。



高齢者生きがい活動支援通所事業として実施されている「あったかサロン」の様子。

施策の目標値

主要指標	内容	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)	担当課
	自治会が取り組む介護予防事業(年間教室開催回数)	1回	30回	健康増進課
計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	老人保健福祉計画の見直し(計画期間:平成20年度~平成23年度)	平成20年度	平成20年度	健康増進課
	総合保健福祉施設の整備	平成20年度	平成24年度	

総合保健福祉施設の整備
「総合保健福祉施設の整備」については、第2章第2節、第4章第3節・第5節に掲げるものと共通の事業。

第4節 障害者福祉の充実

健康増進課 / 保健福祉課

現状と課題

平成18年度末現在で、障害の手帳所持者数は、身体障害者手帳1,952人、療育手帳249人、精神障害者保健福祉手帳62人となっており、年々増加の傾向にあります。これに伴い、障害福祉サービスについても利用者数が増加しており、障害のある人の高齢化も相まって今後ますますサービスの利用が増えることが予想されます。平成18年度に、障害者基本法に基づき障害者行政全般にわたる将来の方向性を示した「障害者計画」と、障害者自立支援法に基づきサービスの提供を計画的に行うための見込み量を定めた「障害福祉計画」を策定し、障害のある人にとって住みやすいまちづくりを推進しています。

障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスには、日常生活に必要な支援を受けられる介護給付と自立した生活に必要な知識や技術を身につける訓練等給付があり、家庭などで利用できる訪問系サービス、施設などで昼間に利用できる日中活動系サービス、入所施設やグループホームなどで夜間に利用できる居住系サービスに分けられます。

障害者福祉の方向は、「施設(福祉)から在宅(福祉)へ」と向かう流れにあり、地域社会での自立が課題となっています。今後は、障害者福祉サービスを利用して、障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して充実した生活を送れるよう、各種福祉サービスの拡充、生活環境や支援体制の整備が必要です。

また、障害のある人が安心して地域で生活するためには、地域に住む人たちの協力が不可欠であり、障害のある人への正しい理解を深めるための広報や啓発活動を通じて相互交流を図り、また、学校や地域での福祉活動やスポーツ、レクリエーションなどを通じた社会参加の促進を図っていくことが必要です。

さらに、障害のある人の社会生活を支援するうえで、就労の持つ意味は極めて重要であり、障害のある人の雇用促進に向けて、啓発と情報提供を行うとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を強化し、社会的自立の支援を行うことが重要です。

基本方針

市民の正しい理解を得ながら、障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉教育や広報・啓発活動の推進を図るとともに、福祉サービスの充実や社会参加活動の促進など障害者福祉の充実に努めます。

ジョブコーチ
障害のある人が仕事に就く場合、スムーズに就労できるようにサポートするスタッフ。障害のある人と一緒に職場遂行上の指導や支援を行う人。

施策を実現するための主要事業

宮若市障害者計画・障害福祉計画の推進及び見直し等

- 平成18年度に策定した障害者計画(平成18年度から平成22年度)第1期障害福祉計画(平成18年度から平成20年度)に基づき、障害者福祉に関する各事業を計画的に推進します。平成20年度に障害福祉計画の見直し(第2期計画)を行い、平成22年度には、平成22年度からの両計画の策定を行います。

障害者への理解を深める福祉教育、広報・啓発活動の推進

- 福祉副読本を活用した学校における福祉教育を推進します。
- 障害者週間や講演会の開催などによるあらゆる機会を通じた障害者問題に関する広報・啓発活動を推進します。

福祉サービスの充実

- 障害のある人が、在宅で自立した生活が送れるよう、生活援助サービスや介護者の負担軽減などを支援するとともに、就労の意欲のある人に生産活動の機会の提供や就労に必要な知識、能力を高める支援を行うなどの自立支援給付の充実に努めます。
- 障害のある人やその保護者などに対する相談体制の確立を図るとともに、コミュニケーション支援や移動支援など、日常的な生活が安心して送れるような支援体制の確立を図るなど地域生活支援事業の充実に努めます。
- 施設サービスを居宅支援事業と日中活動の場に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できるようになり、申請に基づき、利用目的にかなったサービスを提供します。

社会的自立の支援

- 障害の内容や程度など、障害のある人一人ひとりのニーズに応じた職業相談ができ、就労ができるように努めます。
- 障害のある人が仕事を継続できるよう、指導や支援を行うジョブコーチを活用し、就労の継続を支援します。

社会参加の促進

- 福祉のまちづくりの推進を図るため、関連部門の審議会や委員会への登用に積極的に努めるとともに、障害のある人を支える保護者や関係者の意見を反映する体制の整備に努めます。
- 各種障害者スポーツ、学習活動やサークル活動への参加促進を図るため、参加の呼びかけを行うとともに、障害者スポーツなどに関する啓発や情報提供を行い、指導者やリーダーの育成に努めます。

施策の目標値

主要指標	内容	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)	担当課
	精神障害者などに対する訪問系・通所系サービスの保障	1,553 時間	2,871 時間	健康増進課
	希望する障害者への適切な日中活動系サービスの保障	366 人日 / 月	533 人日 / 月	
	施設入所・入院から地域生活への移行	3 人	12 人	
	就労移行支援事業の推進による福祉施設から一般就労への移行	0 人	4 人	
計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	障害福祉計画の見直し (計画期間:平成22年度~平成23年度)	平成20年度	平成20年度	健康増進課
	障害者計画・障害福祉計画の策定 (計画期間:平成24年度~平成29年度)	平成23年度	平成23年度	

現状と課題

健康づくりの啓発活動として、地域の自治会、婦人会、老人会などにおいて、糖尿病や食生活改善など重点テーマを選定し、集団健康教育を開催しています。また、生活習慣病の予防や運動不足の解消、健康づくりに対する意識の高揚を目的とする運動教室や、生活習慣病を未然に防ぐための料理教室などを開催しています。市民がより多く参加できるように健康教育の開催方法や広報を工夫するとともに、教育内容の充実を図りながら健康教育を実施していく必要があります。

生活習慣病対策など、市民の心身の健康に関し、保健師や栄養士による健康相談を実施しています。個人のライフスタイルの変化によって健康問題も複雑化してきており、個別指導の重要性が高まっています。引き続き健康相談に従事する人材の確保を図る必要があります。

健康診査については、乳幼児から高齢者に至るまで各種健康診査を実施しており、平成18年度において、基本健康診査の受診率は9.2%、乳幼児健康診査の受診率は83.2%となっています。基本健康診査については、医療制度改革により、平成20年度から医療保険者が行う特定健診へと変更され、平成24年度に65%の受診率が求められています。生活習慣病の予防と医療費の適正化を図るため、受診率のさらなる向上が必要となっています。

母子保健では妊娠期から新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査や訪問指導、保健指導、予防接種などを実施しています。また、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させるため、離乳食、幼児食教室なども開催しています。核家族化の進行や生活環境の変化などから、子育てに不安を抱く親が多くなっており、育児に関する相談や支援体制の整備を図ることが必要です。

現在、市民の健康増進を図るための施設として、宮田地区に保健センター、若宮地区には保健センターパレットが設置されています。保健センターの建物は転用施設のため、健康診査時に通路を待合室として使用しなくてはならず、駐車場が狭く、来所者の駐車スペースの確保が困難であるなど、機能面で十分とはいえない状況にあります。一方、保健センターパレットは平成18年度に全面改築工事が完了し、若宮地区の保健事業の中核施設として新たに運用を開始しています。しかし、今後は保健事業と福祉事業が連携した、より効果的で利便性の高いサービスの提供が求められており、少子高齢社会に対応した規模と機能を持つ、総合的な保健・福祉の拠点が必要となっています。

直轄地区の健康診査受診率の比較（平成18年度）

市町村名	乳幼児健康診査	40歳以上の基本健康診査
宮若市	83.2%	9.2%
直方市	84.0%	7.8%
小竹町	85.7%	12.3%
鞍手町	94.1%	21.2%

資料 健康増進課



月2回、保健センターパレットで行われている「にこにこ運動教室(集団教室)」の様子。

特定健診
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策のために、平成20年4月から開始する新たな健康診査の制度で、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者や予備軍を減少させることを目的とする。

食育
様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

各種がん検診
各種がん検診は、乳がん・子宮がん検診は30歳以上の女性、その他のがん検診は40歳以上が対象。

基本方針

市民の健康の保持・増進を図り、生涯を通じて健康な生活ができ、市民一人ひとりが自主的な健康づくりができるよう、知識の普及と啓発に努めるとともに、乳幼児期から老人期に至るまで各年齢層に応じた保健事業の充実、健康づくりの支援体制の推進に努めます。また、直面する少子高齢社会に向け、総合的な保健・福祉サービスの拠点となる施設の整備に努めます。

施策を実現するための主要事業

健康づくり意識の啓発

・疾病の特性や個人の生活習慣を把握し、よりきめ細かな指導ができる個別健康教育の充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進など、健康に関する正しい知識の普及と保健思想の啓発を推進します。

健康づくり支援体制の充実

・健康相談などに従事する人材の確保を図るとともに、県保健福祉環境事務所や医療機関と連携しながら、効果的な相談事業の充実を図ります。

各種保健事業の充実

・親の育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導を充実するとともに、児童虐待などを含めた育児対策について、関係機関と連携した支援体制の整備に努めます。

・乳幼児期からの発達段階に応じた食育の推進や高齢者に至るまでの栄養、食生活の改善について、専門的な相談や指導を実施します。

・基本健康診査は、特定健診が導入されることにより未受診者などに対して受診勧奨を強化し、受診率の向上を図るとともに、健診の結果を活かし、効果的な健康教育、健康相談、指導などを行い、生活習慣病予防対策を推進します。

・個人の身体の状況に応じた運動教室を実施するとともに、高齢者においては転倒、骨折の予防など介護予防事業と連携した機能低下の防止対策などの取り組みを実施します。

保健事業の拠点となる総合保健福祉施設の整備推進

・少子化対策等の一環として母子保健事業の充実を図り、保健分野だけでなく高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉など総合的な保健福祉サービスの拠点施設の整備を推進します。

施策の目標値

主要指標	内容	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)	担当課
	健康教育の年間開催回数・参加者数	192回・1,417人	230回・1,800人	健康増進課
	健康相談の年間開催回数・参加者数	73回・1,036人	100回・1,250人	
	乳幼児健康診査受診率 (対象者：4月・7月・12月・年6月・3歳の乳幼児)	83.2%	90.0%	市民生活課 / 健康増進課
	特定健診受診率 (国民健康保険加入者で40歳から74歳までの受診率)	-	65.0%	
	各種がん検診受診率 (対象年齢以上の国保加入者及び3号被保険者の受診率)	8.9%	12.0%	
計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	総合保健福祉施設の整備	平成24年度	平成24年度	健康増進課

計画事業
着手年度は実施設計に着手した年度とする。

総合保健福祉施設の整備
「総合保健福祉施設の整備」については、第2章第2節、第4章第1節・第3節に掲げるものと共通の事業。

第6節 医療の充実

健康増進課 企画財政課 市民生活課

現状と課題

市内における医療施設の状況は、平成18年4月現在で、病院5カ所、一般診療所1カ所、歯科診療所15カ所となっています。また、時間外や夜間の医療サービスの充実を図るため、直方鞍手広域市町村圏事務組合において急患センターを運営し、小児科と内科の医療サービスを提供しています。また、直轄医師会へ補助金の交付などを行い、夜間や休日の診療を当番制で行う病院群輪番制、休日当番医制を確保し、医療体制の充実を図っています。今後とも、市民が病気やケガをしても安心して治療を受けることができるよう、医療サービスの充実を図るとともに、小児急患センターなどの救急医療施設の確保が必要です。

国民健康保険の加入状況数は、平成19年4月1日現在、12,189人、6,765世帯となっていますが、平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度によって、加入者数が大幅に減少することが予想され、国民健康保険の構成が大きく変化すると考えられます。現状、宮若市の一人当たりの医療費は、平成17年度において県内でワースト7位(535,578円)となっており、国から高医療費の市と指定されています。今後も高齢化が進展し、

厳しい財政運営を迫られることから、市民一人ひとりの健康づくりへの意識高揚と健康づくり活動を促し医療費の抑制に努めるとともに、国民健康保険税の収納率の向上に向けた施策の展開が必要となっています。

一人当たりの医療費の比較(平成17年度)

市町村名	一般+退職 (0歳~74歳)	老人 (75歳~)	全体
宮若市	312,468円(14位)	977,908円(34位)	535,578円(7位)
全国平均	-円(-)	826,822円(-)	386,444円(-)
福岡県平均	285,993円(-)	1,018,658円(-)	471,238円(-)
直方市	301,738円(21位)	1,017,750円(19位)	506,370円(17位)
飯塚市	282,507円(34位)	936,305円(46位)	465,095円(35位)
宗像市	280,237円(37位)	916,833円(55位)	466,710円(34位)
福津市	276,916円(38位)	921,974円(52位)	462,866円(38位)

病院群輪番制
地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等の重症救急患者の入院治療を実施する体制のこと。参加病院は、入院治療や手術などに対応できる二次救急医療施設であることが必要。

休日当番医制
在宅当番医とも呼び、日曜・祝日に当番を定め、外来診療によって救急患者に対応する体制。初期救急医療。

後期高齢者医療制度
平成19年度までの老人医療制度が、県単位の広域連合で実施する後期高齢者医療へ全員移行する。保険者については市町村単位。給付については現行の老人医療制度と同じであるが、保険料は加入者全員が納めることとなる。

基本方針

市民が安心して治療が受けられる医療サービスの充実に努めるとともに、関係機関と協力しながら、医療需要に十分対応できる医療サービスの充実に努めます。また、国民皆保険の一部を担う国民健康保険の安定的な運営の確保に努めます。

施策を実現するための主要事業

地域医療体制の充実

- ・医師会や歯科医師会、関係機関と連携しながら、医療サービスの充実を図るとともに、小児救急医療体制の確保とかかりつけ医体制の普及、促進に努めます。

救急医療サービスの充実

- ・直方鞍手広域市町村圏事務組合と連携を図りながら、時間外や休日などにおける救急医療サービスの充実を図るため、急患センターの運営、充実に努めます。
- ・病院群輪番制、休日当番医制により夜間や休日診療を確保し、医療体制の充実を図ります。

国民健康保険の安定的な経営

- ・生活習慣病などを予防し医療費の削減を図るため、特定健康診査や保健指導を一層推進します。
- ・レセプト点検の徹底や医療費通知制度の活用、広報活動の強化により、被保険者の適切な受診を促進します。
- ・国民健康保険税の収納率向上のため、口座振替を推進します。滞納分については、文書催告や電話、臨戸催告などの対策を推進します。

施策の目標値

主要指標	内容	現状(平成17年度)	目標(平成24年度)	担当課
	一人当たりの医療費(一般+退職)	312,468円	293,000円	市民生活課
	一人当たりの医療費(老人)	977,908円	960,000円	

レセプト点検
レセプトとは診療報酬明細書(医療機関に診療を受けた際、患者の自己負担分を除き保険者に請求するための書類)のことで、これを保険者等で審査、点検すること。